

料金制度の見直しの必要性について



いわき市水道局



【諮問】

今後の水道事業経営について

- ・ いわき水みらいビジョン2031の取組状況について
- ・ その他経営に関する諸課題等について

【諮問理由（抜粋）】

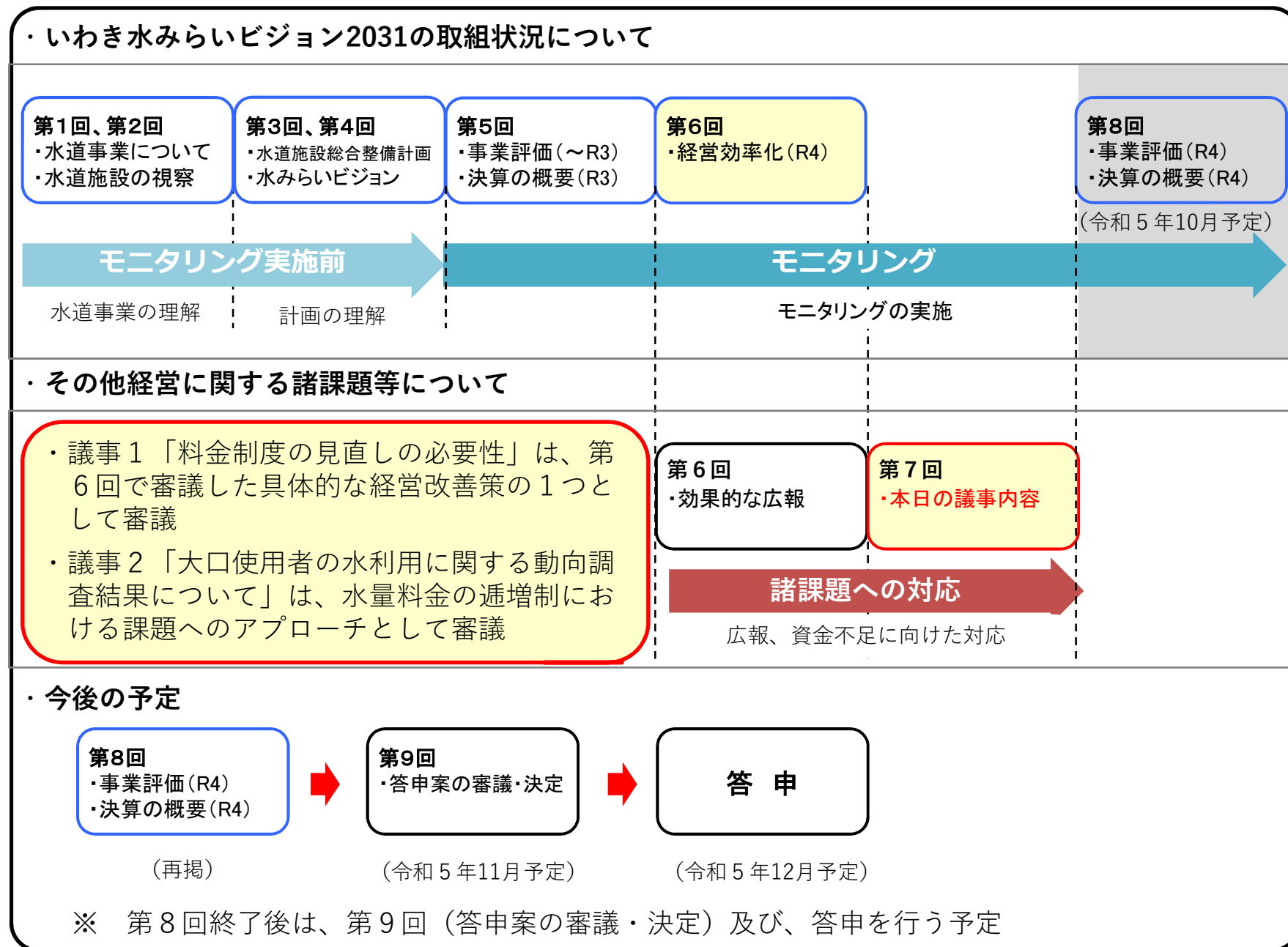
今後は、先の答申内容を踏まえて策定した新たな経営計画「いわき水みらいビジョン2031」に掲げる目指すべき将来像を達成するため、これまでの安定供給に欠くことができない施策や、新たに加えた災害対策を着実に実施していく必要があります。

しかしながら、予定する事業を実施した場合、令和9年度には資金不足が生じることが避けられない見込みとなっており、水道施設の統廃合や適正化による費用削減の実行のほか、更なる経営改善に向けた具体的な方策の検討、加えて、水道事業が取り組む施策について、市民の皆様に分かりやすく丁寧な説明を行っていくことが必要となります。

本日の議事

- 料金制度の見直しの必要性について
- 大口使用者の水利用に関する動向調査結果について

◆ これまでの審議経過と今後の予定





料金制度の見直しの必要性について

- 本市では、令和9年度から資金不足が生じる見込みとなることから、今後取り組んでいく経営改善に向けた方策の一つとして「水道料金水準の見直し」を掲げ、令和8年度までに水道料金水準について見直しを行うこととしております。
- また、本市の「水道料金体系」については、固定的経費を安定的に回収できていないなどの課題があり、水道料金水準の見直しに併せて料金体系の見直しについても具体的な検討を進める必要があります。
- 本日は、これらの料金制度の課題を確認いただきます。なお、課題の解決に向けた具体的な検討につきましては、次期以降に設置する本審議会にて審議をお願いしたいと考えております。

－ 目 次 －

- I. 料金制度見直しの必要性
- II. 水道料金制度における課題と見直しの方向性
- III. 【参考】水道料金改定の状況



1. 料金制度見直しの必要性



- 1.見直しの必要性
- 2.今後の見直しスケジュール





1. 見直しの必要性

本市では、**水道事業を取り巻く事業環境**に対応し、

目指すべき将来像を達成するため、

「いわき水みらいビジョン2031」に掲げる

これまでの**安定供給に欠くことができない施策**や、

- ・津波・浸水対策
- ・土砂災害対策
- ・停電対策 など

災害対策を実施する必要があります。

- ・連絡管整備
- ・重要給水施設配水管整備 など

目指すべき将来像

将来像 1

安全を確保し、おいしい水道水を供給できる水道

将来像 2

災害に強い水道システムを構築し、確実な給水ができる水道

将来像 3

供給体制の持続性を確保し、安定的な経営基盤を確立できる水道



【いわき水みらいビジョン2031
・水道施設総合整備計画】

※ 水道事業を取り巻く事業環境については、次頁参照。



【水道事業を取り巻く事業環境】

○水需要の減少

- ▶給水人口は年々減少し、今後も減少傾向が見込まれている。
R3実績：319,087人、R54見込：193,363人 (△125,724)
- ▶有収水量も減少することが見込まれている。
R3実績：36,134,669m³、R54見込：25,074,040m³ (△11,060,629m³)

○水道料金収入の減少

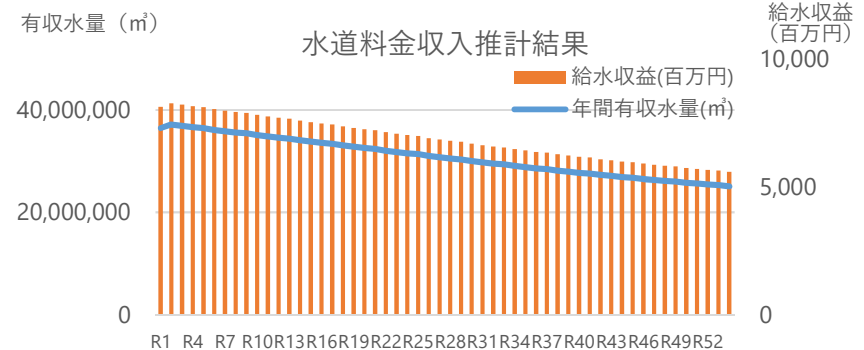
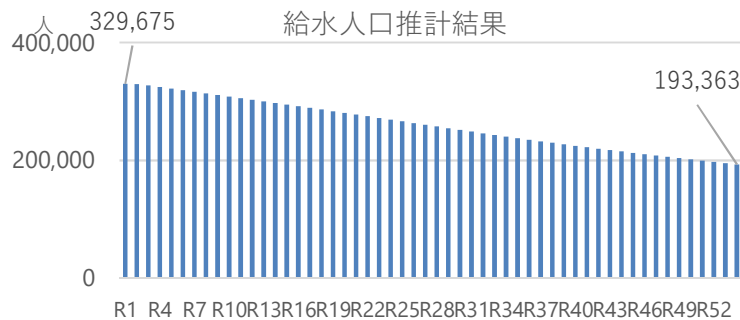
- ▶給水人口等の減少に比例して減少傾向が続くものと見込まれている。
R3実績：8,045,369千円、R54見込：5,574,176千円 (△2,471,193千円)

○水道施設の更新需要の増加

- ▶管路の更新に加え、今後は浄水場などの基幹水道施設が順次更新時期を迎える。
泉浄水場 (R6～R21)、山玉浄水場 (R24～R33) などの更新費用32,984,048千円

○気候変動の影響等に伴う気象の急激な変化による自然災害の頻発化、激甚化

- ▶施設の耐震化をはじめとした各種自然災害への対策の必要性が高まっている。
・津波・浸水対策、土砂災害対策、停電対策
- ▶東日本大震災や令和元年東日本台風の経験を忘れてはならない。





しかしながら、

計画に取り込んだ経営効率化の取組を着実に実施したとしても、

- 管路のダウンサイジング
- 輻輳管の統合 など

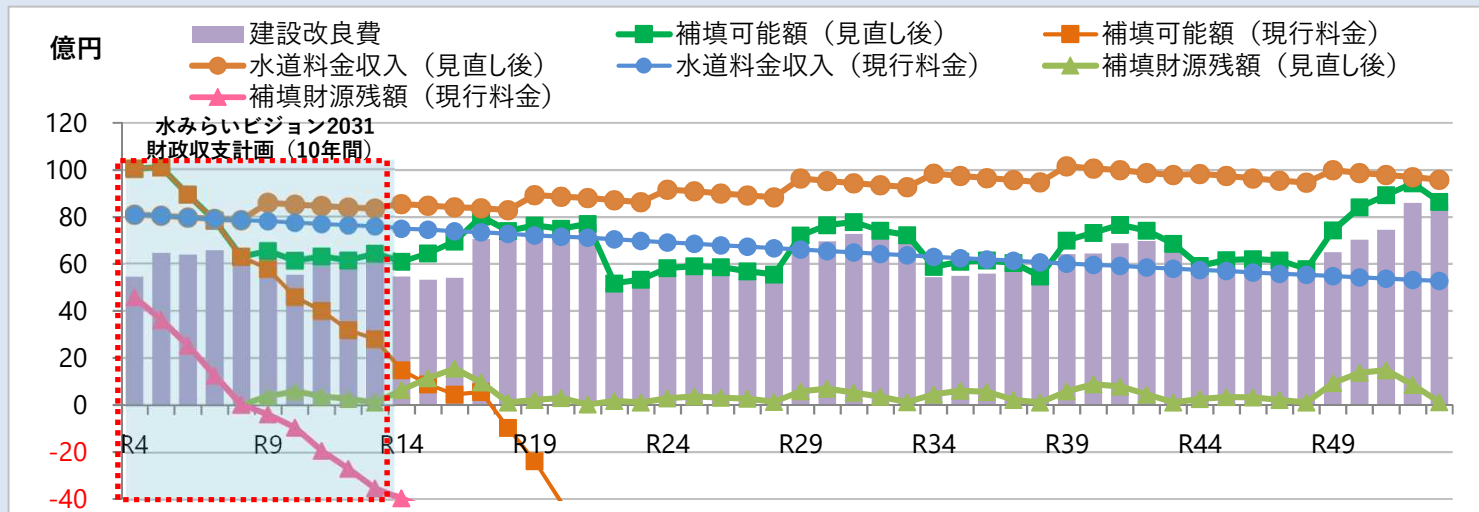
令和9年度には資金不足が生じる

ことが避けられない見込みとなっています。

※ いわき水みらいビジョン2031 P129から抜粋

資本的収支では、10年間の収入合計は280.6億円、支出合計は798.4億円で、収支不足額合計は517.8億円となる見込みであり、補填可能額（内部留保資金等）で補填しても令和9（2027）年度から資金不足（収支ギャップ）が生じ、最終的な資金不足は34.5億円になる見通しです。

このため、令和8（2026）年度には、事業の現状と課題等を踏まえた上で、収支ギャップの解消を図るための具体的な方策を盛り込んだ財政収支計画に見直す必要があります。



※ 資金不足の状況については、令和4年度決算を踏まえてもその状況に変わりはない見込み。

※ 料金制度の検討には、料金水準の検討を含む。



このことから、収支ギャップの解消に向けた取組の一つとして、

料金水準について見直しを行う必要があります。

※ いわき水みらいビジョン2031 P131から抜粋

8-2.3. 収支ギャップの解消に向けた取組

本財政収支計画では、令和9（2027）年度から収支ギャップが生じる見込みとなっています。

目指すべき将来像への歩みを着実に進め、水道事業を次世代に健全な姿で引き継いでいくため、水道料金水準や企業債充当率の見直しなどにより収支ギャップを解消し、令和9（2027）年度以降の収支均衡を図ります。

また、本市の水道料金体系は、**口径別料金体系、**

基本料金と水量料金（従量料金）の二部料金制、

その**比率**については、概ね**3対7**としているが、

水需要が減少傾向にある現状においては、需要構造に変化が見られ、

固定的経費を安定的に回収できていない

などの**課題があります。**



このため、

経営の安定に向けた料金体系への見直しを行う必要

があります。

※ 第18次経営審議会資料 資料8 経営効率化の取組について P29から抜粋

料金制度に関する取組については、第18次経営審議会第6回資料「資料8 経営効率化の取組について」においてご説明させていただきました。

本市では、今後取り組んでいく具体的な方策の一つとして「水道料金水準の見直し」を掲げており、「令和9年度以降の資金不足に対応するため、水道料金制度全般について、具体的な検討を進める」としています。

今後取り組んでいく経営改善策

収入増加に向けた取組 + 経費節減に向けた取組
両面から実施

○収入増加に向けた取組

取組内容	効果
1 水道料金水準の見直し	○令和9年度以降の資金不足に対応するため、水道料金制度全般について検討を進める ➢ R4年度から継続実施
2 諸収入の見直し	○指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合に必要な設計審査手数料及び工事検査手数料などの諸収入について、他事業体を参考に見直しを進める ➢ R4年度から継続検討
3 用途廃止となった土地の売却	○用途廃止になった施設等で不要となった土地について、持ち続けることによって発生する維持管理費の縮減を目的に、売却等による財源化を検討する ➢ R4年度から継続実施



2. 今後の見直しスケジュール

いわき水みらいビジョン2031の今後の見直しスケジュールでは、「**令和8（2026）年度にそれまでの事業の進捗状況や効果、目標の達成状況、財政収支計画を検証し、6年目以降の目標等の見直しを行う**」としており、水道料金制度の見直しについても、令和8年度までに見直しを行うことが必要です。

※ いわき水みらいビジョン2031 P138から抜粋

9-3.4. 今後の見直しスケジュール

本ビジョンを効率的かつ効果的に推進するため、5年目の**令和8（2026）年度にそれまでの事業の進捗状況や効果、目標の達成状況、財政収支計画を検証し、6年目以降の目標等の見直しを行います。**



図99 ビジョンの見直しスケジュール



II. 水道料金制度における課題と見直しの方向性



- 1.本市水道料金制度における課題と見直しの方向性
- 2.課題と見直しの方向性の整理





1. 本市水道料金制度における課題と見直しの方向性

第16次経営審議会での水道料金制度についての答申内容は次のとおりです。

(答申) 今後の水道事業経営について (R元.11月)

第15次審議会から引き継いだ水道料金制度全体のあり方については、本市の水道料金は、「基本料金」と「水量料金（従量料金）」の二部料金制となっており、その比率については、概ね3対7としているが、料金原価の9割程度を占める固定的経費を安定的に回収するためには、固定的経費を基本料金で回収することが重要であることから、国の「新水道ビジョン」の考え方を基本としながら、今後は段階的に見直していき、安定経営につなげていく必要があることを確認した。

また、水量料金の逦増制については、高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという構造の変化がみられ、水需要の減少以上の速さで収入が減少しており、固定的経費部分の回収が困難となり、経営の安定性が損なわれるおそれがあることから、逦増型料金制度についても、国の「新水道ビジョン」の考え方を基本としながら、大口利用者などの水利用に関する動向調査を実施し、水需要予測に反映させたいうで見直しを検討していく必要があることを確認した。



2. 課題と見直しの方向性の整理

第16次経営審議会での水道料金制度についての答申の内容を「課題」と「見直しの方向性」に整理すると、次のとおりとなります。

○ 基本料金と水量料金（従量料金）の比率について

【課題1】

本市の水道料金は、「基本料金」と「水量料金（従量料金）」の二部料金制、その比率については、概ね3対7としているが、料金原価の9割程度を占める固定的経費を安定的に回収できていない。

【見直しの方向性1】

目的：固定的経費を安定的に回収できるよう見直し、安定経営に繋げる

方向性：料金原価の9割程度を占める固定的経費を安定的に回収するためには、固定的経費を基本料金で回収することが重要であることから、国の「新水道ビジョン」の考え方を基本としながら、今後は段階的に見直していく



① いわき市の水道料金表（一般用／1か月あたり／消費税込み）

- ・本市は、**基本料金**と**水量料金（従量料金）**で構成される**二部料金制**
- ・**基本料金**：メーター口径が大きくなるほど高くなる**口径別料金体系**
- ・**水量料金**：水量が多いほど1 m³あたりの単価が段階的に高くなる**逓増型料金体系**

基本料金		水量料金（従量料金）	
メーター口径	1か月につき	区 分	1 m ³ につき
13mm	1,188円	1m ³ から 10m ³ まで	82.50 円
20	2,376	11m ³ から 20m ³ まで	171.60
25	4,400	21m ³ から 50m ³ まで	213.40
30	8,360	51m ³ から100m ³ まで	238.70
40	12,980	101m ³ 以上	260.70
50	23,760		
75	63,800		
100	126,500		
150	353,100		
200	469,700		

一般家庭（メーター口径13mm）で1か月に21m³使用した場合の**水道料金計算例**

基本料金 = 1,188円

$82.50円 \times 10m^3 = 825.00円$
 $171.60円 \times 10m^3 = 1,716.00円$
 $+ 213.40円 \times 1m^3 = 213.40円$
水量料金 = 2,754.40円

水道料金 = 基本料金 + 水量料金
 $= 1,188円 + 2,754.40円$
 $= 3,942.40円$
 \Rightarrow **3,942円**

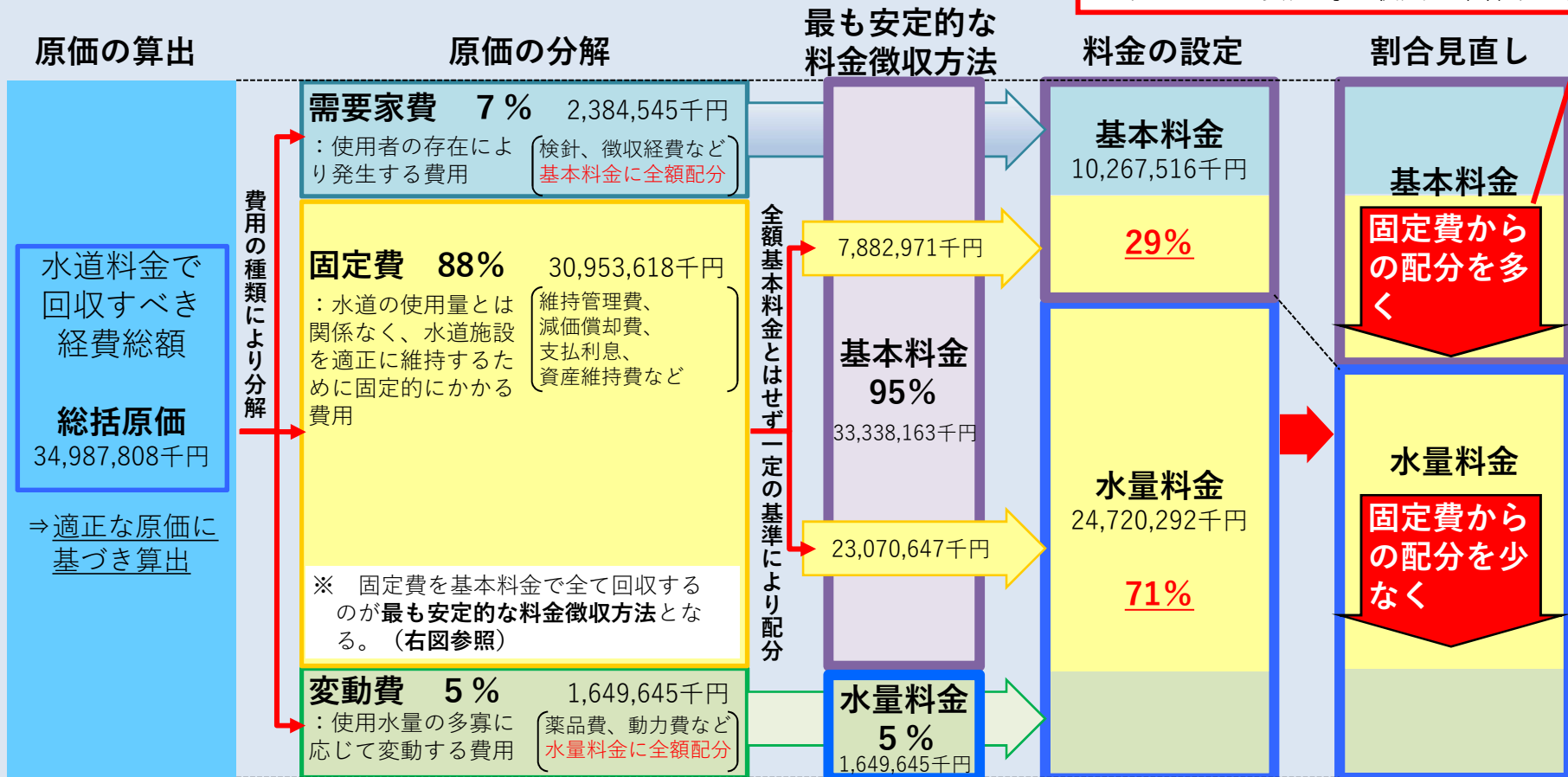
逓増型料金体系たくさん使えば使うほど、料金単価は高くなる。
 ➡ 節水の促進、生活用水は安く

※ 基本料金と水量料金の合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。



② 基本料金と水量料金の比率と具体的な見直し案（例）

基本料金への固定費からの配分割合を多くすることで安定的に収入を確保する。



【見直しの内容】

水道事業の運営に必要な全ての費用（総括原価）の固定費の配分を現行の**基本料金29%、水量料金71%**から、**基本料金**の配分を**多く**、**水量料金**の配分を**少なく**するもの。

※ 4 平成19年4月料金改定時（料金算定期間：平成19年度～平成22年度）の値等（原価、原価の分解、料金の設定）を使用している。



○ 水量料金の逡増制について

【課題2】

高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという構造の変化がみられ、水需要の減少以上の速さで収入が減少しており、固定的経費部分の回収が困難となっている。

【見直しの方向性2】

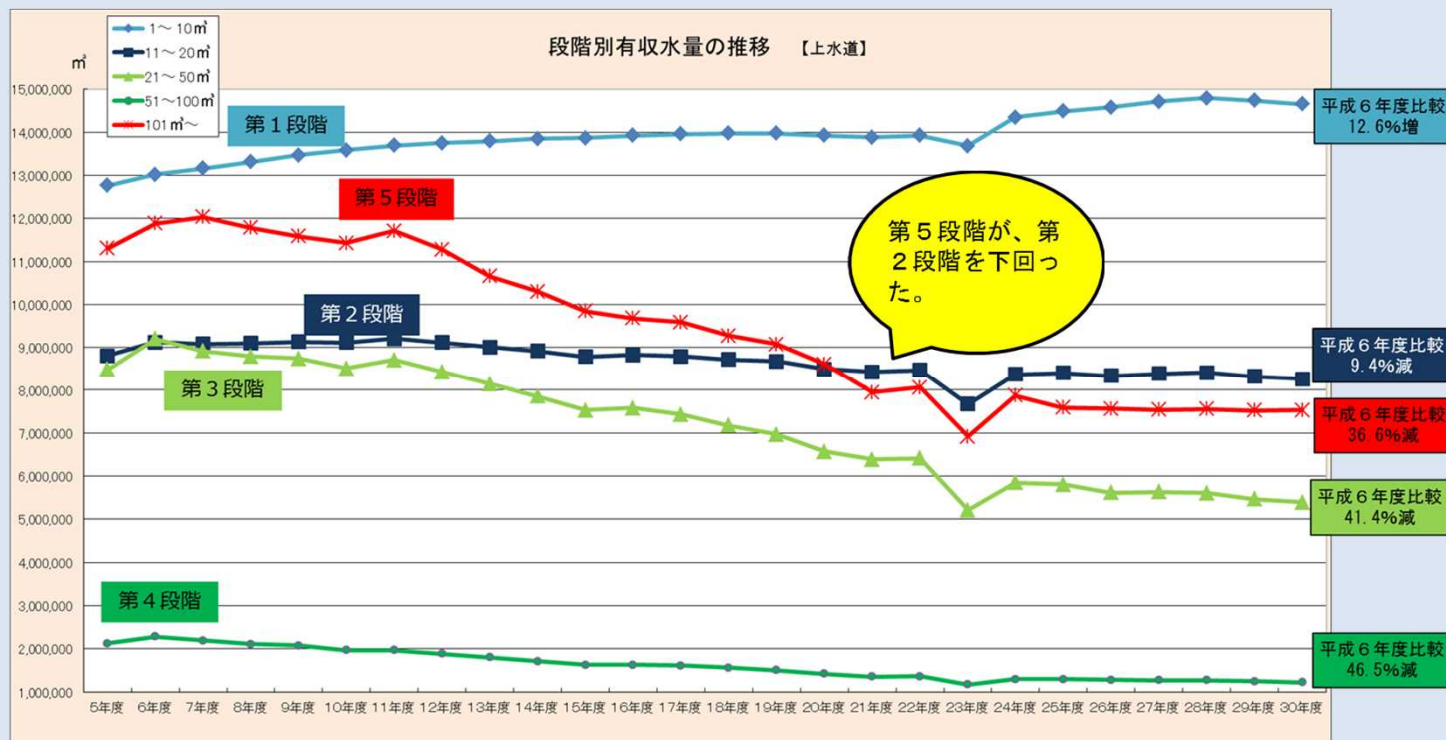
目的：固定的経費部分の回収が困難となり、経営の安定性が損なわれることを防ぐ

方向性：国の「新水道ビジョン」の考え方を基本としながら、大口使用者などの水利用に関する動向調査を実施し、水需要予測に反映させたうえで見直しを検討していく



※ 令和元年7月25日に開催した第16次いわき市水道事業経営審議会第9回資料（資料14）から抜粋

段階別有収水量の推移【上水道】



第1段階は使用件数の増により増加傾向、第2段階以上は減少傾向にあるが、特に第3段階以上が大きく減少しており、平成20年度には第5段階が第2段階を下回った。



水需要の構造が変化し、高単価部分で低単価部分を補えなくなるおそれがあることから、第1段階から第5段階までの逓増の度合いの緩和が必要になる。

逓増制料金については、令和4年度以降、大口使用者などの水利用に関する動向調査等を定期的を実施し、水道の使用状況の実態及び料金体系に対する考えを把握したうえで、それらを今後の水道料金体系の見直しに反映させることとしています。



III. 【参考】水道料金改定の状況



1. 料金改定の状況
2. 料金改定状況の推移
3. 規模別改定事業体数の推移
4. 規模別平均改定率の推移
5. 規模別平均改定期間の推移





1. 料金改定の状況

- ① 集計事業体数は **1,256** (1,261)
- ② 令和3年4月2日から令和4年4月1日までの一年間に**料金改定を行った上水道の事業体数は 65** (44)
- ③ **集計事業体に対する料金改定実施事業体の割合は 5.2%** (3.5%)
- ④ **平均改定率は 11.0%** (8.2%)
- ⑤ 前回改定から今回改定までの**平均改定期間は 4.2年** (3.0年)

※1 ()内は前年度を示す。

※2 資料は、日本水道協会発行の「水道料金表（令和4年4月1日現在）」を基に作成している。

【表1】 料 金 改 定 状 況

(R3. 4. 2~R4. 4. 1)

項 目	給水人口別					計
	10万人以上	5万人～ 10万人未満	3万人～ 5万人未満	1万5千人～ 3万人未満	1万5千人 未満	
集 計 事 業 体 数 (A)	230	197	201	254	374	1,256 ①
うち料金改定を行った 事 業 体 数 (B)	13	9	12	13	18	65 ②
(B) / (A) × 100 (%)	5.7	4.6	6.0	5.1	4.8	5.2 ③
平 均 改 定 率 (%)	11.1	12.0	13.6	4.8	13.1	11.0 ④
改定までの平均期間 (年)	4.7	4.4	3.6	5.4	3.3	4.2 ⑤

(注) 表1～5は消費税に係わる変更の事業体を除く。



2. 料金改定状況の推移

- ① 平成28年から令和4年の7年間に料金改定を行った上水道の事業体数の平均は **64**
 - ② 集計事業体に対する料金改定実施事業体の割合の平均は **5.1%**
 - ③ 平均改定率の平均は **9.1%**
 - ④ 前回改定から今回改定までの平均改定期間の平均は **4.1年**
- ※ 資料は、日本水道協会発行の「水道料金表（令和4年4月1日現在）」を基に作成している。

合計：449

【表2】 料金改定状況の推移

項目	年別（4月1日現在）							平均
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
改定事業体数（箇所）	65	74	68	51	82	44	65	①
集計事業体に対する割合（%）	5.1	5.8	5.3	4.0	6.5	3.5	5.2	②
平均改定率（%）	6.1	7.8	11.0	10.1	9.4	8.2	11.0	③
改定までの平均期間（年）	3.4	3.5	4.5	6.1	4.2	3.0	4.2	④

- 令和28年から令和4年までに料金改定を実施した事業体数は **延べ449**
- 令和4年集計事業体数（1,256）と比較すると、**35.7%**の事業体が**この7年間に料金改定を実施**したことになる。



3. 規模別改定事業体数の推移

- ① 平成28年から令和4年の7年間に料金改定を行った上水道の10万人以上の規模の事業体数の平均は **11**
 ※ 資料は、日本水道協会発行の「水道料金表（令和4年4月1日現在）」を基に作成している。

合計：79

$$11 \text{ (10万人以上)} \div 64 \text{ (合計)} \times 100 = 17.2\%$$

【表3】 規模別改定事業体数の推移

(単位：箇所)

年別 (4月1日現在)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
10 万 人 以 上	13	15	10	10	11	7	13	11
5 万 ~ 10 万 人 未 満	22	12	11	5	16	8	9	12
3 万 ~ 5 万 人 未 満	5	10	11	10	13	7	12	10
1 万 5 千 ~ 3 万 人 未 満	18	16	14	13	19	12	13	15
1 万 5 千 人 未 満	7	21	22	13	23	10	18	16
計	65	74	68	51	82	44	65	64

①

- 令和28年から令和4年までに料金改定を実施した10万人以上の規模の事業体数は**延べ79**
- 令和4年集計事業体数（230）と比較すると、**34.3%**の事業体が**この7年間に料金改定を実施**したことになる。
- 料金改定を行った10万人以上の規模の事業体は、全体の事業体の**17.2%**を占める。



4 .規模別平均改定率の推移

① 平成28年から令和4年の7年間に**料金改定を行った上水道の10万人以上の規模の事業体の平均改定率は9.2%**

※ 資料は、日本水道協会発行の「水道料金表（令和4年4月1日現在）」を基に作成している。

【表4】 規模別平均改定率の推移

(単位：%)

年別 (4月1日現在)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
10 万 人 以 上	7.2	6.2	19.3	6.7	10.1	3.5	11.1	9.2
5 万 ~ 10 万 人 未 満	3.7	6.0	11.8	11.3	7.5	△ 1.3	12.0	7.3
3 万 ~ 5 万 人 未 満	2.4	16.5	9.2	9.2	8.9	9.9	13.6	10.0
1 万 5 千 ~ 3 万 人 未 満	9.4	10.2	11.3	12.4	11.6	11.5	4.8	10.2
1 万 5 千 人 未 満	5.4	10.9	7.5	10.7	8.9	13.8	13.1	10.0
平 均	6.1	7.8	11.0	10.1	9.4	8.2	11.0	9.1

①

○ 令和28年から令和4年までに料金改定を実施した**10万人以上の規模の事業体の平均改定率は9.2%**であり、集計事業体全体の平均改定率9.1%よりも**0.1%高い**。



5 .規模別平均改定期間の推移

① 平成28年から令和4年の7年間に**料金改定を行った上水道の10万人以上の規模の事業体の平均改定期間は3.6年**

※ 資料は、日本水道協会発行の「水道料金表（令和4年4月1日現在）」を基に作成している。

【表5】 規模別平均改定期間の推移

(単位：年)

年別 (4月1日現在)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
10 万 人 以 上	3.1	2.6	3.7	5.5	3.3	2.1	4.7	3.6
5 万 ~ 10 万 人 未 満	4.1	3.5	4.0	4.1	4.2	2.7	4.4	3.9
3 万 ~ 5 万 人 未 満	1.6	3.0	4.6	7.7	4.9	3.3	3.6	4.1
1 万 5 千 ~ 3 万 人 未 満	2.9	2.6	4.4	7.8	6.2	2.9	5.4	4.6
1 万 5 千 人 未 満	4.9	5.1	5.1	4.4	2.7	3.5	3.3	4.1
平 均	3.4	3.5	4.5	6.1	4.2	3.0	4.2	4.1

①

○ 令和28年から令和4年までに料金改定を実施した**10万人以上の規模の事業体の平均改定期間は3.6年**であり、集計事業体全体の平均改定期間4.1年よりも**0.5年早い**。



本市水道事業の目指すべき将来像への歩みを着実に進め、
水道事業を次世代に健全な姿で引き継いでいきます。

未来に引き継ぐいわきの水道

～安全でおいしい水を必要なだけ～

